

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日以降、お手元の健康保険証が利用できなくなります。原則はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診いただくことになりますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書の提示が必要となります。

交付対象者

従来の健康保険証をお持ちの方のうち、
令和7年10月初頭時点でマイナ保険証の利用ができないと確認
された方（交付申請は不要）

送付時期

令和7年11月中旬発送予定

送付方法

世帯単位で封入して、事業所経由にて配付します。
(任意継続被保険者の方は自宅へ郵送)

Q&A

Q 12月2日以降、利用できなくなった健康保険証は返却する必要がありますか？

A 法令上の効力を失うこととなりますので返却する必要はありません。ご自身で破棄願います。

Q マイナ保険証に切り替えました。資格確認書はどうしたらいいでしょうか？

A 原則、マイナ保険証と資格確認書の両方を所持することは認められておりませんので、資格確認書を事業所経由でご返却願います。

Q 今回交付される資格確認書の有効期間はどれくらいですか？

A 有効期限は令和12年11月30日までの5年間です。（任意継続被保険者は満了日まで
5年間の有効期間はありますがお早めにマイナ保険証への切り替えをお願いします。）

①、②をご確認のうえ大切に保管してください



① 資格確認書とは・・

- ・ 資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて交付するものです。

【マイナ保険証での資格確認が基本であるため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです。】

マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

マイナンバーカードを作っていない方	マイナンバーカードを返納した方	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方	マイナンバーカードを紛失・き損した方	マイナンバーカードの更新中の方

マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方

- ・ **マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、有効期限内にマイナ保険証への切り替え手続きをお願いします。**

※マイナ保険証への切り替え手続きのご案内は、こちらから▶



② 取扱いにあたっての留意点

- ・ 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記載してください。
- ・ **保険医療機関等で診療を受けるときは、窓口で提示してください。**
- ・ 退職等により資格を喪失したとき、又は被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 氏名などに変更があったときは、届出に資格確認書を添付のうえ、直ちに事業主を経由して届出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 資格確認書を紛失・き損したときは、『健康保険 資格確認書再交付申請書』を直ちに事業主を経由して、健康保険組合へ届出を行い、資格確認書の再交付をうけてください。
- ・ 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

マイナ保険証を使ってみませんか？

12月2日以降、お手元の健康保険証が利用できなくなります。

マイナ保険証は、従来の健康保険証と比べてどのようなメリットがあるのか、そして新たに加わったメリット(マイナ救急)についても見ていきましょう！



マイナ保険証には、こんなメリットが！！

安心

よりよい医療が受けられる！

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- 過去の特定健診や診療の情報を医師などとスマーズに共有でき、一人ひとりに寄り添った医療が受けられます。※本人が同意した場合のみ。
- 過去に処方された薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単にできます。

救命

わたしの命を救ってくれるカード！（マイナ救急）



- 急な傷病や事故等により救急車で搬送されるとき、救急隊員がマイナ保険証から取得した情報により、適切な応急処置や円滑な搬送先病院の選定（マイナ救急）をしてくれます。



救急隊の声

- 高齢の夫婦のみで、情報収集が困難だったが、マイナ保険証から情報が取得できた。
- 外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった。
- 意識障害で、情報把握が困難だったが、既往歴が分かったので、適切な応急処置ができた。



病院の声

- 傷病者の氏名、年齢等の特定に要する時間が減り、診療に重きを置くことができた。
- 正確な情報は治療に確実に役立ちます。重複処方の回避にも役立つと考えます。
- 飲んでいる薬が事前に分かったので、緊急オペの事前準備ができた。

○心肺停止状態から蘇生した事例

年齢・性別 : 60歳代 男性

通報内容 : 事業所で同僚が倒れ、心肺停止状態

現場の状況 : 傷病者は勤務する事業所内で心肺停止状態。
同僚が通報したものの、傷病者の既往歴や薬剤情報などは把握していなかった。

活動内容 : 救命措置と並行して、マイナ救急により、既往歴で脳梗塞、高血圧、大動脈疾患があることや薬剤情報等を確認し、搬送先医療機関に伝達した。

マイナ保険証への切替チェックリスト

【STEP1】

お手元に有効なマイナンバーカードはありますか？
(カードをお持ちの場合、期限は切れていませんか？)



NO

やることリスト

1 → 2

を対応ください

YES

【STEP2】

保険証利用の申し込みはお済みですか？



利用申し込みはどうやってするの？

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーやマイナポータル、セブン銀行のATMでできるよ！



NO

やることリスト

2

を対応ください

YES

【STEP3】

電子証明書の更新をしていますか？



電子証明書の有効期限は、どうやって確認するの？

電子証明書の有効期限は、カードの表面(カード発行の時にご自身で記入したもの)又はパソコンやスマートフォンからマイナポータルを通じて確認することができるよ！



NO

やることリスト

3 → 2 *

を対応ください

※ 電子証明書の有効期限から3ヶ月が経過している場合は、保険証利用が解除されるため2を実施ください。

やることリスト

1 有効なマイナンバーカードをお持ちでない方は、まずは有効なカードを取得

申請

※以下から選択



受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りにいく



カードをはじめて作る人はこちら



マイナンバーカード
総合サイト

カードの期限が切れている人はこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

スマホから

下記3つを準備

マイナポータル

①マイナンバーカード

QR code (iPhone)

②マイナンバーカード読み取対応のスマホ

QR code (Android)

③アプリ「マイナポータル」のインストール



iPhone

Android

STEP1 「マイナポータル」にログインする。

STEP2 「健康保険証」をタップする。

STEP3 健康保険証利用に同意する。

STEP4 「登録」をタップする。

セブン銀行ATMで

必要なものは
マイナンバーカード
のみ！

ATM画面

マイナンバーカード
での手続き



健康保険証
利用の申込み

医療機関で

医療機関・薬局
の顔認証付き
カードリーダーか
ら申し込みます



3 電子証明書の更新をお忘れの方は市区町村の窓口へ

電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。